

## 墨田区立第三寺島小学校 服務事故防止に向けての学校施設の使用上等のルールについて

本校では、墨田区教育委員会が策定した「墨田区立学校 服務事故防止実施計画」に基づき、以下のとおり、学校施設使用に係るルールを作成しました。

全体的な項目	個別のルール	各ルールにおける具体的な取り組み
学校施設の使用上等のルール作り	個別指導等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別指導を行う場合は、他の教員のいる場所で複数の教員で対応し、1対1の状況を作らないようにします。</li> <li>• 個別指導の際には、児童・生徒に対し、身体的な接触や威圧的な言動を決して行いません。</li> <li>• 個別指導の内容については、当日の内に保護者に伝えます。</li> <li>• 放課後等に個別指導を行うときは保護者の許可を得ます。</li> <li>• 指導記録を整理し、管理職に報告します。</li> </ul>
	施設使用のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別教室等で指導をするときは使用時間や対象児童、内容を事前に管理職に報告します。</li> <li>• 指導の際は、特別教室等の扉は施錠せず、開けた状態にして、密室状態とならないようにします。</li> </ul>
	課外活動、休日におけるルール作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休日に学校施設を使用して児童の指導を行う場合は、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の了解を得て行います。</li> <li>• 学校外や休日の指導が必要な活動については、事前に指導計画を作成し、管理職の許可を得て行うとともに、計画を児童・保護者に周知します。</li> </ul>
	SNS利用等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童・生徒及び保護者等とメールアドレス等の交換は原則として行いません。</li> <li>• 児童・保護者との連絡は学校の電話を使用し、個人の携帯電話、メールを使用しません。</li> <li>• 教育上の必要があり、児童・生徒及び保護者等とメールアドレス等の交換を行う場合は、目的、対象範囲、使用期間など定めて管理職の許可を得たうえで、保護者の了解を得て行います。</li> <li>• 児童・生徒・保護者と通信を行った場合、必要に応じて管理職が内容を確認します。</li> </ul>

【お問い合わせ先】 副校長 高橋 伸一  
電 話 3614-0201